

5 陳 情 第 8 号	神宮外苑再開発事業において環境影響評価書の再審査と確かな検証が可能な事業計画の報告を求める陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 5 年 2 月 1 5 日 受 理、 令 和 5 年 2 月 2 2 日 付 託
陳 情 者	新宿区余丁町————— ————— 世話人 —————

(要 旨)

神宮外苑再開発事業において、区議会として以下の 1、2 を行うこと。

- 1 日本イコモスから虚偽の報告と資料の提出があるとされた神宮外苑再開発事業に係る環境影響評価書の再審査をするよう求める意見書を都に提出すること。
- 2 事業者から区へ確かな検証が可能な事業計画の報告と資料を提出するよう、区に対し求めること。

(理 由)

現在、神宮外苑再開発事業は、事業者から東京都に対し事業認可申請が出され、すでに新宿区の風致地区において工事の準備作業が進められている。この準備作業は新ラグビー場整備事業計画によるものであるが、この事業計画においては未だ十分な環境影響評価審査が行われていない。事業者がこの不確かな予測による環境影響評価書に示された事業計画をもって、東京都風致地区条例に基づく許可申請を出すものと危惧される。

新秩父宮ラグビー場整備事業はその実施計画の詳細が公表されておらず、東京都環境影響評価審議会で求められた景観に対する影響も十分な審議がなされていない。絵画館広場側や北側から見た完成予想図も示されておらず、周囲の土地の区域における風致と著しく不調和であるか否かが検証されないままである。

新ラグビー場の建設予定地である建国記念文庫の森は、約 2,000 平米のまとまった樹林地であり、「新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査等に関する基準」において、その 50% 以上の残存を指導することとされている。また、この北半分の樹林地は、新宿区、港区、渋谷区にわたる神宮外苑地区地区計画においても「保全緑地第 1 号」として保全が定められている。

それにも関わらず、新ラグビー場の建設計画が定まっていな中で適切な予測も評価もされないまま樹木の伐採、移植が計画されている。

極力移植するとされている樹木もその移植先、移植方法、仮移植の圃場などの計画が示されず、移植樹の保全が担保されていない。保全されるべき北半分の樹木も、新ラグビー場建設工事の影響により、健全に成育するのかが予測されていない。

さらにこの樹林地にある既存の建国記念文庫施設の移設計画も明らかにされていない。この施設が現状の規模を維持し北半分の樹林地に移設された場合、この「保全緑地 1 号」の大半の残存が危うくなる。

これら不確かな計画による影響予測に基づいた環境影響評価書は、この事業計画が環境に与える影響を適切に評価したものとは言えない。このような環境影響評価書を出した事業者の結論には、日本イコモスから虚偽の報告と資料の提出があると指摘されている。東京都環境影響評価審議会の委員も、虚偽とまで指摘された環境影響評価書は再審の必要があると認めている。

上に挙げた検証されていない事業計画に対し、東京都環境影響評価審議会が再審、あるいは事後調査をもって確かな評価を与えるまでは、区としても、風致の保全を目的とした東京都風致地区条例に基づく許可審査は不可能なはずである。確かな検証が可能な事業計画に基づく審査が行われなければ、風致の保全は確実に担保されない。

ここにおいて区議会としては、再審査を含む十分な環境影響評価審査を都に対し求めるとともに、事業者から区へ確かな検証が可能な計画を提出するよう区に対し求めるべきである。